

3. 受入れ団体の役割・責任

- 現行制度上、研修中は受入れ団体（第一次受入れ機関）に監理責任（受入れ企業に対する研修の適正実施に係る指導、監査等）があるが、技能実習中については受入れ団体に監理責任がなく、実習の実施責任は受入れ企業に委ねられている。

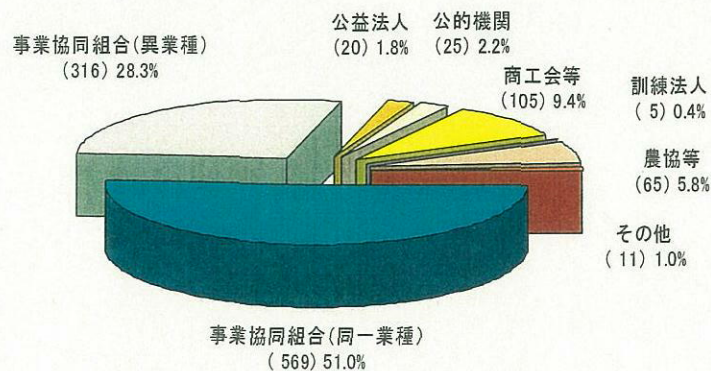


実習の実効性や労務管理体制を確保する観点から、技能実習中において、受入れ団体が企業の実習を補完するとともに、受入れ企業に対する実習の適正実施に係る指導、監査等の監理責任を負うこととする。

- 受入れ団体の中には、研修生・実習生の受入れによる営利のみを目的として事業協同組合を設立し、ブローカー的に高額な管理費等を徴収するケースもある。

本来、実習生を受入れ、的確な実習を実施するためには、一定の事業基盤が確立し、事業活動を適正に実施している実績が必要であることから、受入れ団体について、本来の事業協同組合等としての活動実績（例えば、5年以上）を要件とし、営利のみを目的とした受入れ団体の新設を防止する。

技能実習移行申請企業（団体監理型）が所属する団体の種別内訳



技能実習移行申請企業が所属する団体（研修時の第1次受入れ機関：全1116団体）の種別内訳

JITCO巡回指導で指摘のあった受入れ企業の属性（受入団体）別割合

受入機関の属性	受入企業数
企業単独	72 (1.7%)
公益法人	430 (10.4%)
協同組合（同一業種）	1,363 (32.9%)
協同組合（異業種）	1,741 (42.0%)
商工会等	117 (2.8%)
職業訓練法人	11 (0.3%)
農協等	265 (6.4%)
その他	142 (3.4%)
合計	4,141 (100%)